

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日がとる場合)
(当たる翌日)

医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成2年3月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 保険医療機関等の指定（保険課）

肥料の検査の結果の概要（農業改良課）

土地改良事業の認可（十一件）（農村整備課）

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇公 告 猛銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

告 示

鳥取県告示第二百五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険

鳥取県告示第二百五十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和六十四年一月から平成元年十一月までに収去した肥料の検査の概要を、同条第六項の規定により公表する。

平成2年3月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録肥料

肥料の種類		保証票添付者		分析検査	
品名	販賣業者	品名	販賣業者	分析點	分析検査
混合有機質肥料	〃	なたね油かす及 びその粉末	蒸製骨粉	肉骨粉	保証票添付者
富山魚糧株式会社	加藤製油株式会社	株式会社組合貿易	日商岩井株式会社	志野作司	分析検査
3	3	3	3	3	分析點 うち不
0	0	0	0	0	分析點 うち合格点
					検査
					の検査
					その他
					備考

鳥取県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十四号）地区農業用用排水）を平成二年三月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第二百五十七号

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西尾邑

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）足山地区農業用用排水と農道整備を一体としたもの）を平成二年三月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西尾邑次

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県告示第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項に

鳥取県公報

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）江津地区区画整理）を平成二年三月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）本庄地区農業用用排水）を平成二年三月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）別府地区農業用排水）を平成二年三月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（香取）地区農業用用排水）を平成二年三月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業報徳地区農道整備）を平成二年三

平成2年3月13日 火曜日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（単県土地改良事業倉坂地区区画整理）を平成二年三月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十六号

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市堀川土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業江北地区農道整備）を平成二年三月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 組合の名称
- 二 事業施行期間
- 三 施行地区

米子市西福原字北原堀川端ノ三、字堀川樋口、字堀川御建際及び字堀

川中の各一部、同町字堀川堂ノ脇及び字堀川ノ三の全部、同市西三柳字堀川七ツ道添、字治右衛門灘道東、字治右衛門灘道西沖、字治右衛門灘道西、字治右衛門道西及び字堀川中の各一部並びに同町字堀川ノ口の全

部

規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年三月十三日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

四 事務所の所在地
変更前

米子市加茂町一丁目一 米子市建設部区画整理課内

変更後

米子市加茂町一丁目一 米子市都市開発部区画整理課内

五 設立認可の年月日
昭和五十九年十二月七日

六 事業年度
昭和二年三月八日

四月一日から翌年三月三十日まで

七 公告の方法
米子市役所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

八 変更認可の年月日
平成二年三月八日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の

遊技機の種類	型 式	製造業者名
オレゴ	ミラクルⅡ	株式会社三星
トレンドイ	スペーススリング	
工事郎	工事郎	
安全大一二	安全大一二	
ファミリー	株式会社大一商会	京楽産業株式会社
クランク	チャレンジマンAZ	株式会社尚球社
回胴式遊技機	有限会社銀座	

日曜水曜日 3月13日 平成2年3月13日

公 告											
鳥取県公安委員会 委員長 徳田博司											
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。											
平成2年3月13日											
1 講習の種別											
(1) 初心者講習											
法第4条第1項第1号の規定により獵銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。											
(2) 経験者講習											
現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて獵銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。											
2 開催の日時及び場所											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>日 時</th><th>場 所</th><th>受講対象者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別 初心者講習</td><td>平成2年4月17日 午前10時30分から 午後4時00分まで</td><td>米子市城町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室</td><td>倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者</td></tr> </tbody> </table>				区分	日 時	場 所	受講対象者	種別 初心者講習	平成2年4月17日 午前10時30分から 午後4時00分まで	米子市城町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
区分	日 時	場 所	受講対象者								
種別 初心者講習	平成2年4月17日 午前10時30分から 午後4時00分まで	米子市城町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者								
3 受講対象者											
(1) 初心者講習											
鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除、又は標的射撃の用途に供するため獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの											
(2) 経験者講習											
鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの											
ア・現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獵銃又は空気銃を所持している者											
イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者											
ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者											
4 講習時間及び講習課目											
(1) 講習時間											
ア 初心者講習 4時間											
イ 経験者講習 2時間30分											

7 平成2年3月13日 火曜日

報公職取戻

(2) 講習課目

ア 猿銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猿銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）